

# 予防・危険物



# 1 防火対象物現況

(令和2年4月1日現在)

防火対象物		小計	計	
(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	4	16	
	ロ 公会堂又は集会場	12		
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類	0	3	
	ロ 遊技場又はダンスホール	3		
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0		
	ニ カラオケボックス等	0		
(三)	イ 待合、料理店の類	0	16	
	ロ 飲食店	16		
(四)	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗又は展示場	27	27	
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所の類	10	91	
	ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅	81		
(六)	イ 病院、診療所又は助産所	(1)	1	8
		(2)	0	
		(3)	1	
		(4)	6	
	ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム等	(1)	16	17
		(2)	0	
		(3)	0	
		(4)	0	
		(5)	1	
	ハ 老人デイサービスセンター等	(1)	0	13
		(2)	0	
		(3)	9	
		(4)	0	
(5)		4		
ニ 幼稚園又は特別支援学校	1	1		
(七)	小・中・高等学校、高等専門学校、各種の学校の類	29	29	
(八)	図書館、博物館、美術館の類	1	1	
(九)	イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場の類	0	4	
	ロ イ以外の公衆浴場	4		
(十)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	1	1	
(十一)	神社、寺院、教会の類	9	9	
(十二)	イ 工場又は作業場	61	61	
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ	0		
(十三)	イ 自動車車庫又は駐車場	8	8	
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	0		
(十四)	倉庫	43	43	
(十五)	前各項に該当しない事業場	215	215	
(十六)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)～(四)、(五)イ、(六)又は(九)イの防火対象物の用途に供されているもの	33	43	
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	10		
16の2	地下街	0	0	
16の3	準地下街	0	0	
(十七)	文化財保護法により認定された重要文化財	0	0	
(十八)	延長50m以上のアーケード	0	0	
(十九)	市町村の指定する山林	0	0	
(二十)	総務省令で定める舟車	0	0	
合計		606	606	

## 2 危険物施設数

(令和2年4月1日現在)

数量の別 施設の区分	貯 蔵 所							取 扱 所			計
	屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所 (第一種)	一般取扱所	
5 倍 以 下		2		26		9				3	40
5 倍 を こ え 1 0 倍 以 下		3		5		1		3		2	14
1 0 倍 こ え 5 0 倍 以 下		4		2		2		3			11
5 0 倍 を こ え 1 0 0 倍 以 下								4			4
1 0 0 倍 を こ え 1 5 0 倍 以 下								3			3
1 5 0 倍 を こ え 2 0 0 倍 以 下								4			4
2 0 0 倍 を こ え 1 0 0 0 倍 以 下											0
計	0	9	0	33	0	12	0	17	0	5	76

## 3 建築同意事務処理状況

(令和元年度)

申請要旨	同 意		小 計	件 不 同 意 数	不 同 意 の 理 由				総 計
	指 導 無 し	指 導 有 り			構 造	設 備	避 難	そ の 他	
新 築	24		24						24
増 築	2		2						2
改 修									0
移 転									0
修 繕									0
模様替え									0
用途変更									0
その他	1		1						1
合 計	27	0	27	0	0	0	0	0	27